

2025 年 10 月

提言「データ戦略の実現に向けた法制度見直しの方向性」

データ社会推進協議会(DSA)
デジタル政策フォーラム(DPFJ)
デジタルトラスト協議会(JDTF)

DSA、DPFJ 及び JDTF の三団体は、2025 年 6 月 23 日、声明「官民連携によるデータガバナンス戦略の実現」を公表した¹。本声明においては、データ戦略に関する政府方針（「デジタル社会の実現に向けた重点計画」²（以下「重点計画」という）、2025 年 6 月閣議決定）について、「データ戦略の再起動」に主眼を置いている点を前向きに評価するとともに、その際、以下の 3 点を特に留意すべき事項として指摘している。

1. 個別領域毎のデータスペース等（医療・金融・教育・モビリティ等の重点分野）の整備・推進だけでなく、データスペースにおける共通化部分も念頭におき、「総論と各論の往復運動」を常に行う必要があること
2. 産業データスペースだけでなく、地域振興型データスペースの構築にも注力し、ユースケースを創出するとともに、サステイナブルな事業モデルを生み出すための環境整備を進める必要があること
3. データ連携基盤の構築に向けた事業予算・研究開発予算を十分に確保し、特にオープン型のグローバルな相互運用性が確保されたデータスペースが多数形成されるよう政策的に誘導する取り組みが求められること

また、三団体は 6 月 20 日に立ち上がったデジタルエコシステム官民協議会に参画し、今後さらに官民連携によるデータ戦略の推進に積極的に貢献していくこととしているが、その際、本年 9 月 12 日に施行された欧州データ法等の基礎をなす「欧州データ戦略」と同様に、日本におけるデータ主権³を確立するための法制度の整備が極めて重要であると認識している。

データ戦略実現に向けた法制度の見直しについては、政府の「重点計画」における「データ利

¹ DSA, DPFJ & JDTF 声明「官民連携によるデータガバナンス戦略の実現」
～政府「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の決定を受けて～（2025 年 6 月）
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000016.000131931.html>

² デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025 年 6 月）
<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program>

³ データ主権は、自国のデータに対する管理権を持つことであり、データの所在地・保護方法・アクセス権等を制御可能であることを指す。ちなみに、欧州データ戦略（2020 年 2 月）においては、データ主権について「個人がデータを絶え間なく生み出す社会では、データの収集・利用は欧州の価値、基本的な権利やルールに則って行わなければならない。」と述べられている。

活用制度の在り方に関する基本方針」⁴(以下「基本方針」という)において、「官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）の抜本的な改正、新法など必要な検討を行い、次期通常国会に法案を提出することを目指す。その際、個人情報保護法は、データ利活用の推進を下支えする礎となる規律であり、データ利活用全体や個別分野における制度整備と同時並行でアップデートを行う必要があることに留意する。」と記載されている。

このため、本提言ではデータ戦略の実現に向けた法制度見直しの方向性について整理するものである。その際、上記の「特に留意すべき事項」でも掲げたように、法制度の整備においても「総論と各論の往復運動」を念頭に置き、官民データ活用推進基本法改正または同法の規定に基づく新法等において、データ利活用(データスペースの構築・運営)のための基本的な枠組み(総論)を定めるとともに、これに基づき既存の法律又は新法によって個別領域(各論)にも適用を進める必要がある。

1. データ利活用(データスペースの構築・運営)のための法制度の整備

データ利活用(データスペースの構築・運営)に関する法体系としては、官民データ活用推進基本法を改正し、又は同法の規定に基づく新法を制定し、データ利活用(データスペースの構築・運営)のための基本理念を示すとともに、データ連携基盤やトラスト基盤の構築については、国際標準化や国際相互認証を推進していくことが不可欠であることを踏まえ、官民データ活用推進基本法の改正等により、領域横断的な枠組み整備(下記(1)及び(2))を同時並行的に行った上で、医療・教育等の個別分野に関する法制度をあわせて整備していく必要がある。⁵ また、技術的な進歩に柔軟に対応できる制度とするべく、法律で定める内容と政府の基本方針で定めるべき内容を峻別することも必要である。

段階的な法制度の整備を行う場合には、法律において、データ利活用(データスペースの構築・運営)の全体像を示しつつ、データ連携基盤やトラスト基盤の構築のうち将来取り組む部分について、具体的な施策項目の方向性等を明確に規定(政府として講じるべき措置を明確化した、いわゆるプログラム法による措置)し、データ利活用(データスペースの構築・運営)に関する予見可能性を高めることで官民連携による今後の取組みを加速化させる方法も考えられる。

その際、今回整備する法制度及び法律に基づき政府が作成する基本方針において、具体的な施策及び追加で講ずることを検討すべき法制度改正等の事項についても明らかにしつつ、関係者による検討を加速化するとともに、所要の財政上及び定員上の措置も講じつつ、社会全体の課題解決に資するデータ利活用を推進していくことが必要である。

⁴ デジタル庁「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」(2025 年 6 月)

<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program>

⁵ 脚注 1 の声明及び次の声明においても同様の提言を行っている。

DSA, DPFI & JDTF 声明「データスペース等に関する国際標準化の必要性」

https://www.digitalpolicyforum.jp/2503_dss_jp/

(1) データ連携基盤の構築に関する枠組み

データ連携基盤の構築を進めるためには、データへの公平なアクセスと利用者利便の確保、データの社会的かつ経済的な価値の最大化、自由で信頼できるデータ流通の国際的な確保を目的として、データ授受やデータガバナンスに関する枠組みを整備することが必要である(法改正事項1)。

具体的には、データ保有者・データ利用者間のデータ授受、公的機関の例外的な必要性に基づくデータ保有者からのデータ授受、データスペース内・データスペース間の相互運用性、公的機関が保有するデータの利用、トラストアンカー機能を有しデータ授受を支援するデータ仲介サービス、データ利他主義に関する団体制度等に関する規律が必要であると考えられる。

また、上記の相互運用性については、国内のデータスペースに限らず、海外のデータスペースとの国際間データ流通も進めていく必要があることから、国際標準化又は国際連携の枠組みの中で当該基準を協議していくことが不可欠である。⁶

(2) トラスト基盤の構築に関する枠組み

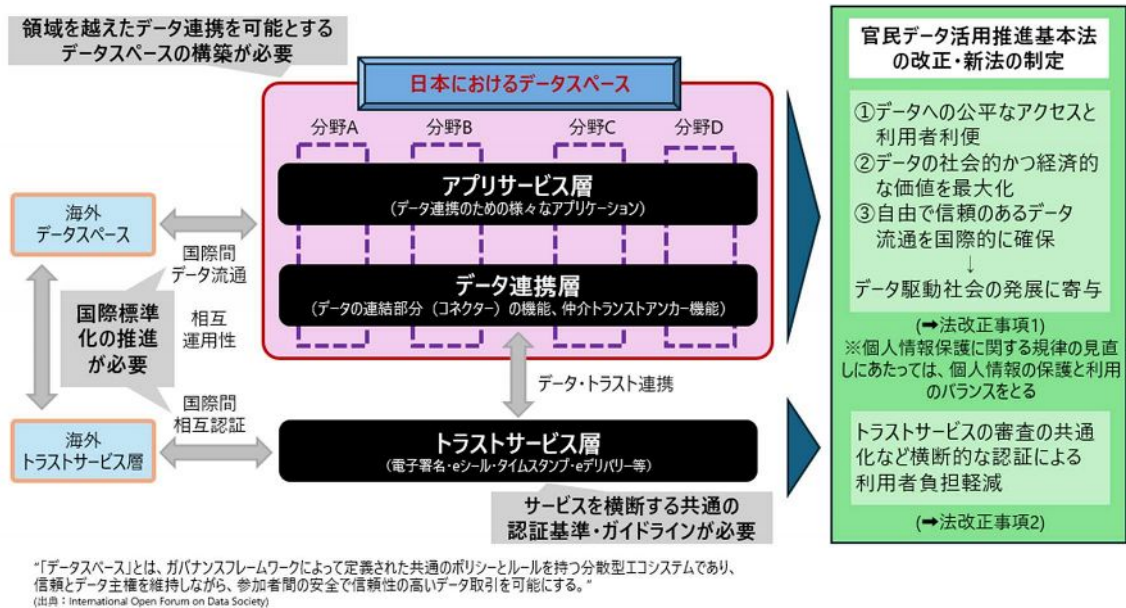
自由で信頼できるデータ連携を行うためには、データの完全性、データ連携元(個人、組織、モノ)の真正性、データの送達等の安全性を確保することが極めて重要であり、その仕組みであるトラストサービスに関する規律が必要である。

現在、電子署名については電子署名法、タイムスタンプ及びeシールについては個別の大臣告示が、それぞれ定められているが、eデリバリーやウェブサイト認証等は法制度が整備されていない。

しかし、海外のトラストサービス層との国際間相互認証の実現や国際的な相互運用性の確保を円滑に進めていくためには、各トラストサービスの法制度や認証基準がばらばらの状態は好ましいとは言えず、日本におけるデータ主権を保持するためにも、各トラストサービスを横断する包括的な枠組み及び共通の認証基準等を整備することが必要である(法改正事項2)。⁷

⁶ 例えば、ISO/IEC、IEEE、W3C 等で国際標準化を推進していくことが考えられる。

⁷ 国際取引に資するよう、EU における Adequacy Decision、eIDAS (Electronic Identification and Trust Services Directive)2.0、QTSP (Qualified Trust Service Provider)等と整合を図ることが必要である。



(参考) 日本におけるデータスペースをめぐる課題と官民データ活用推進基本法改正・新法制定

2. 個人情報保護に関する規律の見直し

前述のデータ利活用(データスペースの構築・運営)のための法制度整備とともに、データ利活用の促進と個人情報の保護の適正なバランスを確保する観点から、個人情報保護に関連する所要の項目について、規律や適用範囲を見直すとともに、十分な透明性と予見可能性を確保することが求められる。

例えば、以下の項目について、一般法たる個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の特別法の制定等により、見直しを行うことが考えられる。

(1) 容易照合性をはじめとする個人情報該当性に関する要件

データスペースをはじめとしたデータの利活用を想定する枠組み内部においては、特に個人情報の該当性に係る要件を明確化する。

(2) 要配慮個人情報の取得に関する要件

個別分野内におけるデータの利活用においては、例えば本人の同意する範囲を積極的に解釈できるような仕組みを整備し、本人の同意取得を省略または容易化する。

(3) 個人データの第三者提供の制限

個別分野内におけるデータの利活用においては、例えば一定の要件の下で組織間の個人データの提供については本人の同意取得を省略できるようにする等、本人の同意取得を省略または容易化する。

(4) 個人データの共同利用に関する要件

個別分野内における現場の組織と、これらを取り纏める組織間においては、個人情報の共同利用者とみなす等、共同利用に関する要件を容易化する。

(5) 匿名加工情報に関する事業者の義務

匿名加工情報取扱事業者の義務については、例えば他の制度のガバナンス要件を満たす場合には、一部の義務を見直す等の措置を講じる。

このように、個人情報保護の趣旨を十分踏まえつつ、データ利活用の態様に応じた最適化措置を講じることにより、法令適用のあり様を明確化し、透明性・予見可能性を高めることでデータ流通を促進することが可能となる。

このため、包括的なデータ連携・利活用の実現に向けた法制度を実現するためには、データ連携・利活用の推進に向けた法制度の整備と個人情報保護に関する規律の見直しをいわば「車の両輪」として推進することが必要である。

3. 段階的な法制度整備を行う場合の先行事項

上記1で指摘したデータ利活用(データスペースの構築・運営)のための法制度整備に際しては、上記2の個人情報保護に関する規律の見直しを一体的に推進することが重要となる。また、こうした問題意識に基づき、特に公益目的のデータ利活用については以下のとおり所要の法制度整備を先行的に行うことが有効であると考えられる。

官民が行う環境、医療・健康、金融、交通安全、防災、教育など公共性の高いデータ利活用事業について、公益目的の事業として認定する制度(データ利活用事業認定制度(仮))を設け、認定事業者等は、当該データの利活用について、個人情報保護法における同意等に係る規定を適用除外とすることに加え、個人情報保護の規律の範囲を具体例も交えてガイドラインで明示するなど、円滑なデータ利活用(データスペースの構築・運営)を実現できるようにすることが適当である。

なお、上記の公益目的のデータ利活用事業については、プラットフォーム事業、複数者間データ連携、個社による目的外のデータ利活用等を幅広く含むものとし、また、データ利活用が広く社会に裨益するよう、「公益目的」については幅広く柔軟に解釈することが必要である。

また、この法制度の審議及び成立後の運用が円滑になされるよう、内閣官房(デジタル行財政改革会議事務局)、デジタル庁及び関係省庁が緊密に連携することが必要である。特に、制度の運用にあたっては、幅広い技術的知見と調整が必要であるため、デジタル庁が司令塔として内閣官房と連携するとともに、個別分野のデータに関する制度的背景の理解や関係者との調整等が必要であるため、分野所管省庁が主体的に実装を担う必要がある。

加えて、今回整備する法制度をゴールではなく中間ステップと位置付け、その運用により得られた知見が社会に還元されるような仕組みを構築(例えば、国内にデータ利活用の CoE を形成⁸)するとともに、上記1の法体系の整備等に向けて不断の見直しを行うことが必要である。

⁸ 例えば、データ利活用を促進させるために制度運用で得られる技術標準・ガバナンス知見を分析・集約する中核拠点を大学等と連携し設置することなども考えられる。

(参考)

三団体(DSA/DPFJ/JDTF)の概要

■ DSA (一般社団法人データ社会推進協議会)

2021 年 4 月設立。産学官の連携により分野を越えた公正、自由なデータ流通と利活用による豊かな社会（データ社会）を実現し、国内はもとより世界と連携し貢献を図ることを目的として、データ社会を実現する連携サービス(DATA-EX)の提供の実現等に向けた活動を行っている。

■ DPFJ (デジタル政策フォーラム)

2021 年 9 月設立。デジタル政策をテーマとする熟議プラットフォーム。産学官の枠を越え、多様な専門家が緩やかに連携するコミュニティを形成しており、広くデジタル政策に関する骨太な議論を行いタイムリーな提言を行っている。なお、本フォーラムの事務局は一般財団法人デジタル政策財団。

■ JDTF (一般社団法人デジタルトラスト協議会)

2022 年 2 月設立。信頼性のある自由なデータ流通(DFFT: Data Free Flow with Trust)の実現に向けて、民間企業を中心とした利用者視点でのデジタルトラストの社会実装（トラスト基盤 TaaS: Trust as a Service の創設）・課題整理・政府への提言などを行っている。